

電力受給契約書（案）

愛媛県（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号。以下、「会計規程」という。）並びに会計規程で例によるものとされている愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下、「会計規則」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（以下、「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力等）

第2条 甲は、甲が所有する次項の発電所の発電電力から、甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力（以下、「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力 (キロワット)
銅山川第一発電所	愛媛県四国中央市上柏町	14,300
銅山川第二発電所	愛媛県四国中央市金砂町	2,600
銅山川第三発電所	愛媛県四国中央市金田町	11,700
富郷発電所	愛媛県四国中央市富郷町	3,000
道前道後第一発電所	愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方	3,500
道前道後第二発電所	愛媛県東温市明河	11,000
道前道後第三発電所	愛媛県東温市河之内	10,600
合計		56,700

3 甲から乙に供給する予定売却電力量は、仕様書のとおりとする。

4 受給電力量が、予定売却電力量と比較して増減がある場合でも、乙は甲から全量購入するものとする。

5 受給電力には、非化石価値を含むものとする。

（受給開始日及び受給期間）

第3条 受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

受給開始日：令和7年4月1日

受給期間：令和7年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(受給電力量の計量)

第4条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 前項の計量は、毎月末日24時に行うものとし、その方法は、乙が一般送配電事業者と行う協議に甲を加え、定めるものとする。

3 電力量計に故障が生じたときの受給電力量については、その都度、甲乙協議して確定するものとする。

4 乙は、甲の求めに応じて、第2項で定める計量日以外の日時においても、計量を行わなければならない。また、乙が求めた場合も同様とする。

5 法令等の規定により又は甲の事情により、電力量計を取り替える場合、又は電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は甲が負担する。また、乙の事情による場合、これに要する費用は乙が負担する。

(発電見込みの通知)

第5条 甲は、毎日の自然流量及びその他需給運用上必要な事項に基づき、別に定める時刻までに発電見込みを乙に通知するものとする。ただし、事故、河川流量の変化、需給状況及びその他やむを得ない事由により出力の変更を要するときは、甲乙協議の上、すみやかに発電見込みを変更するものとする。

(発電所の運転及び需給運用業務の協力)

第6条 電力受給の円滑な実施を図るため、甲は、乙に通知する発電見込みに基づき発電所の運転を行うとともに、相互に必要な情報を共有することにより、乙が実施する需給運用業務に協力するものとする。

(電力量料金)

第7条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、次の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（1円未満切捨）とする。

(1) 契約単価

契約単価 (1キロワット時につき)	〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税を含まない。)
----------------------	------------------------------

(2) 基本料金

基本料金は、契約単価に第3条に定める受給期間（以下「受給期間」という。）における各年度の予定売却電力量を乗じた額に10分の5を乗じた額の12分の1の額（1円未満切捨）とし、端数については各年度末月分の基本料金に合算するものとする。

予定売却電力量（受給期間合計）	447,300,000 キロワット時
-----------------	--------------------

予定売却電力量（令和7年度）	232,400,000 キロワット時
基本料金 （令和7年4月～令和8年2月分）	月額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 （消費税及び地方消費税を含まない。）
基本料金 （令和8年3月分）	月額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 （消費税及び地方消費税を含まない。）

予定売却電力量（令和8年度）	214,900,000 キロワット時
基本料金 （令和8年4月～令和9年2月分）	月額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 （消費税及び地方消費税を含まない。）
基本料金 （令和9年3月分）	月額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 （消費税及び地方消費税を含まない。）

(3) 従量料金

従量料金は、契約単価に10分の5を乗じた額を従量料金単価とし、前条に定める方法により計量された各月の受給電力量に従量料金単価を乗じて得た金額とする。

従量料金単価 （1キロワット時につき）	〇〇円〇〇銭 （消費税及び地方消費税を含まない。）
------------------------	------------------------------

(停電電力量の取扱い)

第8条 乙の責めによらない事由により、甲があらかじめ協議によらないで全部又は一部の電力の供給を停止した場合は、供給停止の生じた時刻から3時間以内における通告電力量と受給電力量との差を停電電力量とし、具体的な算定方法は別に定めるものとする。

- 前項の停電電力量1キロワット時につき〇〇円〇〇銭（契約単価）を乗じて得た金額を、毎年3月の料金から控除するものとする。
- 乙の責めによらない事由により、著しく長期にわたり停電した場合の電力料金の算定については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(電力量料金の支払)

第9条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 甲は、電力量料金を第4条第2項に定める計量日の翌月10日までに乙に請求し、乙は、その月の20日（以下「支払期日」という。）までに甲に支払うものとする。ただし、支払期日が愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に定める県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日を支払期日とする。
- 前項の規定にかかわらず、甲又は乙がこの契約を解除しようとするときは、契約解除日の前日までの電力量料金に係る支払期日を甲は別途定めた上で、乙に通知するものとする。
- 乙の責めに帰すべき事由により支払期日までに電力量料金を甲に支払わない場合、甲は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該電力量料金の未支払金額について

年 10 パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に請求することができる。

(契約保証金)

第 10 条 この契約について乙が甲に納付すべき契約保証金は、会計規則第 152 条から第 154 条の規定による。

2 前項の契約保証金の額は、契約単価に受給期間合計の予定売却電力量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額の 10 分の 1 に相当する額（1 円未満切捨）以上の額とする。

3 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を還付するものとする。

4 前項において、還付する契約保証金には、利子は付さないものとする。

5 第 15 条から第 16 条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(容量市場の取扱い)

第 11 条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、ペナルティによる減額分（乙の責によるものを除く）を含め、第 7 条の規定により算定される電力量料金との精算は行わない。

2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

(発電バランスンググループへの所属等)

第 12 条 甲は、受給期間において、乙が指定する発電バランスンググループ（以下「発電 B G」という。）に所属するものとする。

2 発電 B G の所属に要する費用、インバランス料金等発電 B G に関連する費用が生じた場合は乙が負担する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(危険負担)

第 14 条 受給期間において、甲乙双方の責めに帰することができない事由によって受給電力を供給することができなくなったときは、乙は、甲への電力量料金の支払を拒むことができる。

2 乙の責めに帰すべき事由によって受給電力を供給することができなくなったときは、乙は、甲への電力量料金の支払を拒むことができない。この場合において、甲は、受給電力を供給することを免れたことによって、利益を得たときは、これを乙に償還しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙がこの契約による債務の全部又は一部を履行しない場合において、相当の期間を定めて乙にその履行の催告をし、その期間内に当該債務の全部又は一部の履行がないとき

は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは、この契約の目的を達成することができないとき。

(4) 乙の責めに帰すべき事由により、支払期日までに電力量料金の全部又は一部が、契約締結後から受給期間の末日までの間に、2月連続して又は3回甲に支払われない場合が生じたとき。なお、前項の規定による催告に定める期間内に当該債務の履行がない場合もその回数に含むものとする。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしても、この契約の目的を達成するに足りる程度に、乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに定める役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙は当該解除の日の翌日から受給期間の末日までの予定売却電力量の合計に、第7条に定める契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（1円未満切捨）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

6 前項の損害賠償金の算定は、次のうち該当するものの合計額とする。

(1) 請求の有無にかかわらず、契約解除日の前日までの未払いの電力量料金及びそれに係る第9条第4項の遅延利息

(2) 甲が乙に代わって乙以外の第三者と新たに電力受給契約（以下「新受給契約」という。）を締結した場合、第7条に定める契約単価に、契約解除日から新受給契約の受給開始日の前日までの間の予定売却電力量を乗じて得た金額（1円未満切捨）

(3) 前号の場合において、新受給契約の契約単価が、第7条に定める契約単価より低いときは、その差額に、新受給契約の受給開始日から第3条で定める受給期間の末日までの間の受給電力量又は予定売却電力量を乗じて得た金額（1円未満切捨）

(4) 甲が新受給契約を締結しなかった場合、第7条に定める契約単価に、契約解除日から受給期間の末日までの間の予定売却電力量を乗じて得た金額（1円未満切捨）

(5) 前各号に掲げる金額のほか、この契約の解除により甲に生じた損害額

7 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

8 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

（談合等不正行為に伴う契約の解除）

第16条 甲は、乙がこの契約に関して次のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条第1項若しくは第2項の規定による措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号で定める刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

（契約解除の通知）

第17条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

（賠償の予約）

第18条 乙は、第16条第1項各号の規定に該当した場合は、甲がこの契約を解除するか否かに

かかわらず、第7条に定める契約単価に予定売却電力量の合計を乗じて得た金額の100分の20に相当する金額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条第1項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に定める不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 第16条第1項各号の不正行為の結果、甲に生じた損害額が前項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し賠償を請求することができる。

3 甲が第16条第1項の規定に基づき、この契約を解除した場合は、乙に対し、前2項の損害賠償金に加えて、第15条第6項の規定による損害賠償金を請求することができる。

（違約金等の徴収）

第19条 乙がこの契約に基づく、違約金及び損害賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額について年10パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に請求するものとする。

2 第10条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金等に充当することができる。

（機密の保持）

第20条 甲及び乙は、この契約の締結及び履行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後も、同様とする。

（契約内容の変更）

第21条 甲又は乙は、この契約の締結後において必要があると認めるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更できるものとする。

2 仕様書に規定する停電作業等の予定の変更に伴い、予定売却電力量に変更が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更できるものとする。

（費用の負担）

第22条 この契約の締結、受給電力の購入、非化石価値に係る手続等の費用は、乙の負担とする。

（所轄裁判所）

第23条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、松山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（定めのない事項等の処理）

第24条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 発電側課金については、第7条の規定により算定される毎月の電力量料金に加算することとし、具体的な精算に関する事項については、別途定める覚書等によるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

公営企業管理者 東野 政隆

〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇 〇〇